

平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道においては、総務省の労働力調査によると、正規雇用者に比べ賃金面で厳しい労働条件下にある非正規労働者は、労働者の約4割にあたる86万人にも上る。

最低賃金については、平成22年に、政府や労働界、経済界の代表等で構成される「雇用戦略対話」において、できる限り早期に全国最低800円、2020年までに全国平均1,000円を目指すとの合意がなされている。

こうした事情や背景の下、北海道地方最低賃金審議会の答申を受け、北海道労働局は、昨年10月に北海道の最低賃金を810円に改正したが、同審議会の答申書においては、上記1,000円への引き上げについても配慮することとしている。

しかしながら、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者は、労働基準法で定められている労使による労働条件の決定にほとんど関与することができない状況にある。

よって、政府においては、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 経済の自律的成長の実現に向け、北海道地方最低賃金審議会による答申を尊重し、最低賃金を引き上げること。
- 2 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図るとともに、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月4日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、公明党、日本共産党及び改革所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員